

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により提出された住民
監査請求に係る監査結果について、同条第 5 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 29 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

第1 請求の内容

1 請求人

1名

住所・氏名

2 請求書の提出

令和4年9月28日

3 請求の要旨（原文のまま掲載。但し、個人名は非公開。）

庁内管理者の管財課長は、令和4年5月17日に一般社団法人つくし青年会議所（以下、「青年会議所」という。）に対して令和4年5月23日から令和4年6月6日までの間、太宰府市役所敷地内に公益社団法人日本青年会議所九州地区福岡ブロック協議会第50回福岡ブロック大会フラッグ5本を設置することを許可した。（以下、「本件許可」という。）（事実証明書1、事実証明書2）

太宰府市行政財産使用料条例（以下、「使用料条例」という。）第2条は、「法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならない。」と規定している。（事実証明書3、事実証明書4）

そこで、請求人は、令和4年9月13日に本件許可に関する使用料納付の事実確認のため、太宰府市長に対して青年会議所が本件許可に関して太宰府市に納付した使用料の金額、納付日及び使用料の積算が分かる書類の情報公開請求を行った。この請求に対して太宰府市長は、令和4年9月21日に情報非公開決定処分を行った。情報を公開しない理由は、「公開請求に係る情報が不存在」である。つまり、青年会議所が、本件許可に関して使用料条例第2条に基づき納付すべき使用料を納付している事実がないことが判明した。また、同時に管財課長が、本件許可に関して青年会議所から使用料の徴収を怠っているという事実が判明した。（事実証明書5）

このため、管財課長が青年会議所から使用料を徴収するように監査委員は必要な措置をされるように請求します。

4 請求人の提出証拠（事実証明書）

事実証明書1 太宰府市役所庁舎管理等に関する規則（写）

事実証明書2 太宰府市役所庁舎管理等に関する規則第10条に基づく一般社団法人つくし青年会議所に対するフラッグ（5本）設置許可書（写）

事実証明書3 太宰府市行政財産使用料条例（写）

事実証明書4 地方自治法第238条の4（行政財産の管理及び処分）の条文（写）

事実証明書5 太宰府市情報公開条例第7条及び同施行規則第4条第2項第3号に基づく情報非公開決定通知書（写）

事実証明書6 フラッグ設置写真2枚（令和4年6月2日請求人撮影）

5 請求書の受理

本件請求は、令和 4 年 9 月 28 日に提出され、地方自治法（以下、「法」という。）第 242 条第 1 項に基づく要件審査を実施した結果、記載された内容が次の要件を具備していたため、令和 4 年 10 月 5 日付で受理することとした。

(1) 形式的要件

- ・ 監査請求書に所定の事項が記載され、請求人自ら署名した書面によってなされたものであること
- ・ 監査請求が、事実証明書を添付してなされたものであること

(2) 実質的要件

- ・ 請求人が太宰府市の住民であること
- ・ 監査請求の対象とした行為者が太宰府市の財務会計機関であること
- ・ 監査請求の対象とした行為が公金の徴収を怠る事実があること
- ・ 監査請求の対象とした公金の徴収を怠る事実によって太宰府市に損害発生の可能性があること
- ・ 監査請求において具体的な公金の徴収を怠る事実を是正するために必要な措置を掲げていること
- ・ 監査請求は、公金の徴収を怠る事実が終了した日（令和 4 年 6 月 6 日）から 1 年を経過するまでになされたものであること

6 請求人による資料の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項に規定に基づき、令和 4 年 10 月 13 日に請求人から新たな証拠の提出及び陳述を行った。

新たな資料の提出は無く、また、陳述についても本件請求内容を補足するものであり、請求の趣旨のとおり、行政財産使用料の徴収を怠る行為についての措置を請求するものであった。

第 2 監査の実施

太宰府市監査基準(令和 2 年監委告示第 1 号)に基づき次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 太宰府市公有財産規則（以下、「公有財産規則」という。）第 27 条及び同規則第 28 条の「行政財産の目的外使用」条項の適用の可否
- (2) 太宰府市役所庁舎管理等に関する規則（以下、「庁舎管理規則」という。）第 10 条第 1 項第 5 号の規定に基づく旗、のぼり（以下、「フラッグ」という。）の設置許可
- (3) 太宰府市行政財産使用料条例（以下、「行政財産使用料条例」という。）第 2 条及び同条例第 3 条並びに同条例第 5 条の規定に基づく使用料の賦課及び徴収

2 監査対象部局

総務部管財課

3 監査の着眼点

職員措置請求記載事項及び陳述内容を勘案し、監査の着眼点を次のとおりとした。

- (1) 庁舎管理規則第 10 条第 1 項第 5 号の規定に基づくフラッグの設置許可に際し、公有財産規則第 27 条及び同規則第 28 条の「行政財産の目的外使用」の条項適用の検討、並びに行政財産使用料条例第 2 条及び同条例第 3 条並びに同条例第 5 条に基づく使用料の額の決定及び当該使用料の徴収の検討を行ったのか。
- (2) 当該使用料の徴収行為に至らなかった正当な理由あり、そのための行政財産使用料条例第 4 条の減免手続きの検討を行ったのか。

4 監査の主な内容

- (1) 法第 199 条第 8 項の規定に基づき監査対象部局の関係職員から請求人の主張及び趣旨に対する関係書類等の提出を求めた。また、令和 4 年 10 月 21 日に当該関係書類等に係る事情聴取等により監査を実施した。
- (2) 実施場所
太宰府市監査委員事務局

第 3 監査の結果

1 主文

太宰府市長に対し、令和 4 年 12 月 28 日までに、一般社団法人つくし青年会議所（以下「青年会議所」という。）に対する行政財産使用料条例第 2 条から同条例第 5 条の規定に基づく当該使用料の額の決定及び徴収又は減免等適正な措置を講じるよう勧告する。

2 理由

(1) 事実関係の確認

監査対象部局の監査及び事情聴取を行った結果、次の事項を確認した。

- ① 青年会議所は、公益社団法人日本青年会議所が開催する「第 50 回福岡ブロック大会つくし大会」（以下、「大会」という。）に対して、太宰府市後援等に関する規程（以下、「後援規程」という。）第 6 条に基づき、太宰市長から同規程第 2 条第 2 号アの実質後援を受けたものであること。
- ② 管財課は、庁舎管理規則第 10 条の規定に基づき、フラッグ 5 本の設置許可を行っていたこと。
- ③ 管財課は、①の実質後援をしていることから行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 4 号の減免事項に該当すると判断し、使用料の徴収を行っていなかった。したがって、徴収等に関する文書決裁等の手続きを怠っていたこと。
- ④ 建設課は、青年会議所へ大会フラッグの道路占用許可を与え、太宰府市役所庁舎の敷地内に設置していたフラッグ 5 本分も含めて使用料を徴収していたこと。

(2) 監査委員の判断

太宰府市役所の敷地は、行政財産であり、同敷地を行政目的以外に使用させるためには公有財産規則第27条を適用すべきであるが、同規則第1条に「他に特定の定めがあるものを除くほか」と規定されていることから、太宰府市役所の庁舎管理及び運営事項を定めた庁舎管理規則第10条を適用することとなる。

したがって、管財課は、太宰府市役所庁舎の敷地内に令和4年5月23日から同年6月6日まで15日間フラッグ5本を庁舎管理規則第10条に従って設置する行為について、青年会議所に行政財産の目的外使用許可を行ったものである。

しかし、青年会議所は、行政財産使用料条例第2条の規定による使用料の納付義務を負うこととなるが、管財課は、同条例第3条に基づく使用料を積算し、同条例第5条に基づく徴収、若しくは同条例第4条に基づく減免の判断を行う必要があったにもかかわらず何らの手続きも行われていなかった。

よって、本件請求の記載のとおり当該使用料の徴収を怠っている事実が判明したため、法第242条第5項の規定に基づき主文のとおり決定する。

(3) 関係法令

本件請求に係る関係法令は、次のとおりである。

① 地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4

1～6 略

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8～9 略

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

② 太宰府市公有財産規則

(趣旨)

第1条 太宰府市（以下「市」という。）の公有財産の取得、管理、処分その他公有財産の取扱いに関する事務については、他に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(行政財産の目的外使用)

第27条 行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 行政財産の目的外使用の許可を決定したときは、申請者に行政財産使用許可書（様式第12号）を交付するものとする。

(許可基準)

第28条 行政財産の目的外使用の許可は、その用途又は目的を妨げないと認める場合で、かつ、当該使用が市の事務事業と密接な関連を有し、若しくはその円滑な執行に寄与するとき、又は公益上必要なときに限り行うものとする。

③ 太宰府市役所庁舎管理等に関する規則

(許可を必要とする行為)

第10条 庁内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、あらかじめ庁内管理者の許可を受けなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 図面、ビラ、ポスター、看板、旗、のぼり、立札、懸垂幕、プラカードその他これらに類する物件（以下「印刷物等」という。）を配付し、掲示し、又は結着する行為

(6)～(8) 略

2～4 略

④ 太宰府市行政財産使用料条例

(使用料の納付)

第2条 法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第3条 前条の使用料の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

別表第1（第3条関係）

区分	使用料の額
(1) 土地	当該土地の適正な価額に100分の3を乗じて得た額を年額とし、使用期間が1月未満の場合は、その額に100分の110を乗じて得た額を年額とする。ただし、太宰府市道路占用料徴収条例（平成8年条例第30号）別表に掲げるものを設置する目的で行政財産を使用するときは、同条例第2条の規定を準用する。
(2) 建物	略
(3) その他	略

備考 略

別表第2 略

(使用料の減免)

第4条 使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを減免することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事のために使用する時。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用させるとき。
- (3) 地震、火災、水害等の災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急収容施設として使用する時。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用料の徴収)

第5条 使用料は、行政財産の使用を開始する前に徴収する。ただし、使用の期間が1月以上の場合において月額又は年額により使用料を定めたときは、当該月又は年度内において市長が指定する日までに徴収することができる。

⑤ 太宰府市道路占用料徴収条例

別表 (第2条関係)

(単位：円)

占用物件			単位	占用料
略	略		略	略
令第7条第1項に掲げる物件	略		略	略
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20
		その他のもの	1本につき1月	200
略	略	略	略	略

備考 略

※令：道路法施行令

※道路法施行令第7条1項に掲げる物件：看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕及びアーチ

⑥ 太宰府市後援等に関する規程

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 略

(2) 後援 事業の趣旨に賛同し、次の区分により行政等の援助を行うものをいう。

ア 実質後援 補助金の給付、物的援助、経済的援助、事業の運営に関する人的支援、その他直接事業に対し支援を行うもの

イ 名義後援 略

(申請)

第5条 後援等の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、後援等申請書(様式第1号)に、事業計画書、収支予算書等その他市長が求める資料を添えて提出しなければならない。

2 略

(後援等の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を十分審査し、相当と認める場合には、後援等決定通知書(様式第2号)により申請者あてに通知しなければならない。

2 略

3 略

3 意見

公有財産規則第3条に「公有財産の効率的運用を図り、その取得、管理及び処分の適正を期するため、総務部長は、その事務を統轄し必要な調整をしなければならない。」と規定していること、及び管財課長は、同規則第5条に公有財産の取扱いに関する事務の協議先、いわゆる行政財産に関する指導的立場であることから、行政財産の目的外使用及び当該使用料の徴収等については、特に慎重かつ適正に処理すべきであったと思慮される。

また、監査対象部局の監査により判明した建設課が行った太宰府市役所庁舎敷地内のフラッグの道路占用許可及び使用料の徴収に関しては、道路管理者である建設課の事実誤認による徴収行為であり、当該事実関係に基づき是正を図られたい。